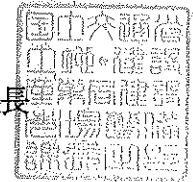


国土建労第38—2号
平成26年8月11日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



公共事業労務費調査（平成26年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するために毎年10月に実施しており、従来より関係各位のご協力のもと厳正に実施しているところであります。

今年度においても標記調査を下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、下記の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 公共事業労務費調査（平成26年10月調査）における重要事項

今回の調査における重要事項は、以下のとおりとなります。

(1) 賃金水準の正確な把握の徹底

本調査では原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。そのため、いわゆる一人親方として働く方々についても、必ず調査票を作成するようあらためて周知徹底をお願いします。また、賃金台帳に記載されていない場合のある退職金等、不定期の賃金についても、遺漏のないよう正確に記入いただくよう周知徹底をお願いします。

(2) 社会保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策2012」（H24.7.10 国土交通省建設産業戦略会議）を受け、技能労働者の処遇の向上、公平で健全な競争環境の構築に向けて、今回も社会保険加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。

(3) 9月の賃金支払い実態の調査

下記38職種の労働者については、標本数を特に確保する必要があると認められることから、10月の調査に加え、10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事している場合も、本調査の対象とし、当該9月分の賃金支払い実態を調査することとします。

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工
潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役

橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

(4) 調査対象外の労働者

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となります。また、老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても同様に、調査対象外とします。このため、調査対象企業においては、個々の労働者の技能、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等について十分に確認する必要があります。

ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

2. 説明会及び会場調査の実施等

(1) 調査精度の確保のため、調査対象企業の方々に、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくとともに、以下の点に留意願います。

- ・調査の対象となった工事の元請企業は、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
- ・会場調査に先立ち行われる説明会には、下請企業についても出席していただくようお願いいたします。また、元請企業は下請企業への連絡・指導をお願いいたします。
- ・説明会までに、元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いいたします。予め、調査の手引きにて調査内容を確認の上、説明会に出席していただくようお願いいたします。
- ・個人情報保護法が施行されていますので、適切な対応をお願いいたします。（説明会において、個人情報保護法の対応について参考情報の提供をさせていただきます。）

(2) 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

(参考)

過去、国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し、行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。